

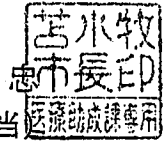
16.9.27

苫 医 第 6 8 号
平成16年9月24日

医 療 機 関 各 位

苫小牧市長 櫻 井

(保健福祉部医療助成課担当)



北海道医療給付事業の見直しに伴う制度改正のお知らせと
様式変更された新しい各医療費請求書の送付について

初秋の候、貴院におかれましては、ますますご発展のこととお喜び申し上げます。
平素は医療費助成事業の向上のために格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびの北海道医療給付事業の見直しに伴い、本市及び東胆振6町（白老町・厚真町・早来町・鶴川町・穂別町・追分町）におきまして、助成制度の改正がありましたのでお知らせいたします。

また、患者の1割負担等が導入されたことによって、医療費請求書や受給者証の様式に一部変更がありましたので、新しい請求書を送付いたします。なお、適用は10月1日診療分からとなり、11月請求分から従前の古い請求書は使用できなくなりますので、ご注意をお願いいたします。

時節柄、何かとご多忙のところ、事務処理の変更等、皆様方には大変お手数をおかけすることになりますが、制度改正に係るご理解とご協力がいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【 送付帳票名 】

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 苫小牧市の制度改正の内容について | 1部 |
| ① 10月1日から変る受給者証と医療費請求書について | 1枚 |
| ② (参考資料) 各市町における制度改正の内容 | 1枚 |
| ③ 重度心身障害者医療費請求書 | 1冊 |
| ④ ひとり親家庭等医療費請求書 | 1冊 |
| ⑤ 乳幼児医療費及び取扱手数料請求書 | 1冊 |
| ⑥ (乳) 医療費請求内訳書 | 2枚 |

《 お問合せ先 》

苫小牧市保健福祉部医療助成課

担当 田 所

電話 (直通) 32-6416

(代表) 32-6111 (内線) 2147、2148

10月1日から変る受給者証と医療費請求書について

《 受給者証について 》

10月1日から、重度心身障害者、ひとり親家庭(母子家庭と父子家庭)、乳幼児の受給者証が新しく変わります。ただし、苫小牧市の乳幼児の受給者証だけは、実施時期が未定のことから、確定するまでの間、従来の受給者証を使用することになります。

受給者証で大きく変るところは、1割負担の導入による証の左上に付いてるマークで、初診時一部負担金か、または1割負担かが分かるようになっています。

重度心身障害者の(障初)と(老初)、ひとり親家庭の(親初)、乳幼児の(乳初)のマークの付いた受給者証で受診される方は、初診時一部負担金だけの負担となり、重度心身障害者の(障課)と(老課)、ひとり親家庭の(親課)、乳幼児の(乳課)のマークの付いた受給者証で受診される方は、1割負担となります。

ただし、各市町によっては、助成内容が異なることがありますので、各医療機関での窓口におきましては、受給者証の記載内容を充分ご確認していただき、ご注意をお願いいたします。

なお、障害老人(従前の(障老))については、今まで老人保健法と障害老人の両方の受給者証を持って受診されていましたが、今後は、1割負担となった障害老人については、老人保健法の受給者証だけでも同じであることから、障害老人の受給者証は交付されません。

したがって、請求事務としましては、27公費(老人保健)だけの請求となりますので、必ず、受給者証の確認をしていただきますよう重ねてお願いいたします。

《 医療費請求書について 》

医療費の請求書についても、10月1日診療分から新しく変わり、11月請求分から今までの請求書は使用できなくなります。

重度心身障害者とひとり親の請求書については、受給者番号の記載欄が8ケタから7ケタに変わり、初診時一部負担金の記載欄が一部負担金となります。また、内訳書部分の一部負担金欄は、「初」か「課」のいずれかを○で囲って負担金額を記載していただくこととなります。

乳幼児の請求書と内訳書については、初診回数の記載欄が一部負担金に変わり、初診時一部負担金の場合も1割負担の場合も、どちらも金額で記載していただくこととなります。また、内訳書については、重度心身障害者やひとり親の場合と同様に、「初」か「課」のいずれかを○で囲って負担金額を記載することとなります。

○ ひとり親家庭における親の通院助成については、苫小牧市、厚真町、早来町、鶴川町、追分町の5市町は、助成の対象としていますが、白老町、穂別町は、入院の助成だけで、通院は助成の対象になっていません。(穂別町は、今まで母子家庭の母親の通院を助成対象としてきましたが、この10月から廃止し、親については、入院だけの助成となりました。なお、ひとり親家庭の子供については、東胆振の1市6町のどこでも、入院・通院の助成が受けられます。)

制度の取扱い方については、各市町によって違っていることがあり、特に、ひとり親家庭の親の通院に係る助成については、受給者証にその旨の記載が明確にされていないこともあり、注意が必要になります。

なお、制度の取扱い方など不明な点については、各市町にお問い合わせください。

④ 老人医療制度の廃止と、新たな高齢者のための入院時負担限度額緩和事業の開始

○ 苫小牧市は実施時期が来年1月ですので、平成17年1月以降に65歳になる方から従来の老人医療助成制度に該当しなくなります。(生年月日が昭和15年1月以降の方が対象とならないことになります。)

また、該当しなくなった方を対象に、新たな高齢者の制度として、所得条件等は今までと同様にありますが、入院だけの負担限度額の緩和事業を開始します。

この新しい事業の取扱いは、医療機関では入院患者から医療費の3割を徴収していただき、その額が一定額を超えた場合は、市役所で手続をしていただくことによって、その超えた額を受給者に償還するというものです。

下記の表のとおり、所得の状況によって上位所得者・一般・低所得者と区分されますが、かかった入院医療費が基準額を超えた場合に、その超えた額について、限度額を上限として現金償還されます。

区 分	基 準 額	償 還 限 度 額
上位所得者	72,300 円	67,500 円
一 般	40,200 円	32,100 円
低 所 得 者	24,600 円	10,800 円

《 注 意 》 なお、苫小牧市と東胆振6町とは実施時期が違っていますので、別紙「各市町における制度改正の内容」をご参照のうえ、受診時には必ず受給者証の記載内容をご確認していただき、間違いのないようご注意くださいようお願いいたします。

【 参考資料 】 各市町における制度改正の内容

市 町	実施時期	1割負担の導入	老人医療制度の廃止	乳幼児の助成年齢拡大	父子家庭の助成拡大
苫小牧市	平成17年1月1日	低所得者と4歳未満の乳幼児は、初診時一部負担金の負担となり、それ以外は、1割負担となります。	現行の老人制度は、北海道と同様に、助成対象年齢を毎年1歳ずつ引上げし、平成20年3月に完全に廃止とするが、これに替わって、新たに「高齢者の入院に係る負担限度額の緩和事業」を開始します。	入・通院とも就学前まで助成対象年齢を引上げます。	父子家庭も助成の対象にします。 なお、母子に合せて、父親の通院も助成の対象とします。
白老町	平成16年10月1日 (老人は平成16年8月1日)	低所得者と3歳未満の乳幼児は、初診時一部負担金の負担となり、それ以外は、1割負担となります。 ただし、低所得者の初診時一部負担金は町で負担しますので、患者からの徴収は3歳未満の初診時一部負担金と1割負担に係るものとなります。	北海道に合せて、助成対象年齢を毎年1歳ずつ引上げし、事業対象を縮小するが、69歳のみ継続させます。	"	父子家庭も助成の対象にします。 * 母子・父子家庭の親の通院は、助成の対象になりません。
厚真町	"	低所得者と6歳未満の乳幼児は、初診時一部負担金の負担となり、それ以外は、1割負担となります。 ただし、5歳児について、入院は初診時一部負担金の負担となり、通院は1割負担となります。	"	"	父子家庭も助成の対象にします。 なお、母子に合せて、父親の通院も助成の対象となります。
早来町	"	低所得者と4歳未満の乳幼児は、初診時一部負担金の負担となり、それ以外は、1割負担となります。	北海道に合せて、助成対象年齢を毎年1歳ずつ引上げし、平成20年に完全に廃止とします。	"	"
鶴ヶ島町	"	低所得者と3歳未満の乳幼児は、初診時一部負担金の負担となり、それ以外は、1割負担となります。	"	"	"
穂別町	"	"	"	"	父子家庭も助成の対象にします。 * 母子・父子家庭の親の通院は、助成の対象になりません。
追分町	"	低所得者と4歳未満の乳幼児は、初診時一部負担金の負担となり、それ以外は、1割負担となります。	"	"	父子家庭も助成の対象にします。 なお、母子に合せて、父親の通院も助成の対象となります。

※ 10月1日から、重度心身障害者、ひとり親家庭(母子家庭と父子家庭)、乳幼児の医療費請求書と受給者証が新しく変わります。(苫小牧市の乳幼児の受給者証だけは、来年1月から変わります。)したがって、10月診療からは、従前の医療費請求書は使用できなくなりましたので、間違いのないようよろしくお願いいたします。